

7 関弁連

(1) 関弁連について

関東弁護士会連合会（以下「関弁連」という。）は、東京高等裁判所管内にある13の弁護士会（東京三会、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡、山梨、長野、新潟）で構成されており、そこに所属する弁護士数は合計27,125名である（2022（令和4）年7月1日現在）。

(2) 関弁連の法的根拠・目的

弁護士法44条は、「同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる。」と規定しており、この規定に基づき関弁連を含む全国8ブロックの弁護士会連合会（以下「弁連」という。）が設けられている。関弁連は、弁護士法44条に基づき、関弁連規約等を定めている。関弁連は、この弁連の中で最大の組織である。

関弁連の目的については、関弁連規約において次のとおり定められている。

- 1 日本弁護士連合会及び管内弁護士会の連絡に関する事項
- 2 管内弁護士相互間の協力及び懇親を目的とする事項
- 3 司法の改善、発達並びに人権擁護及び社会正義の実現に関する事項
- 4 管内弁護士の品位及び地位の向上並びに学術の研究に関する事項
- 5 司法修習生の修習方法に関する事項
- 6 前各号に関連する事項

(3) 関弁連の組織

関弁連規約によると、関弁連には理事43名乃至45名（後記のとおり2014（平成26）年度に東京三会の会長が常務理事に追加されて3名増員、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）の男女共同参画推進特別措置により日弁連副会長に管内弁護士会の女性会員が選任された場合に常務理事に就任できるように、2019（平成31）年度に2名増員された。2022年度は理事45名である。）及び監事2名を置き、管内弁護士会は、毎年3月31日までにそれぞれ会長を含めて所定の人数（東弁は会長の他に10名（計11名））の理事を選任する。理事は理事会を組織し、理事会において、理事のうち1名を理事長に、また、23名乃至25名を常務理事に選任し（2022年度は常務理事25名である。）、常務理事のうち1名を副理事長に選任する。

関弁連の基本的な運営は、毎月定例の常務理事会の他、理事会で懸案を討議、決定し、又、後記のとおり22の委員会・協議会・プロジェクトチームが活発な活動を行っている。

(4) 関弁連の活動

ア 理事会・常務理事会の活動

理事全体が参加する理事会は、年4回程度の開催である。常務理事会は、理事会が開催される月を除き、毎月1回程度開催され、様々な関弁連としての意思決定を行う。

イ 各種委員会の活動

関弁連においては、2022年4月1日現在23の委員会・協議会・プロジェクトチームが活動している。具体的には、総務委員会、財務委員会、会報広報委員会、地域司法充

実推進委員会、人権擁護委員会、環境保全委員会、外国人の人権救済委員会、民事介入暴力対策委員会、弁護士偏在問題対策委員会、研修委員会、裁判官候補者推薦に関する委員会、裁判官選考検討委員会、法教育センター、憲法問題に関する連絡協議会、弁護士業務妨害対策委員会、消費者問題対策委員会、法曹倫理教育に関する委員会、2022年度シンポジウム委員会、2023年度シンポジウム準備委員会、高齢者・障がい者に関する委員会、男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会、災害対策委員会、スポーツロイヤー養成プロジェクトチームがある。これらの委員会等は、歴史的にもまた現在においても活発な活動を行っており、貴重かつ有益な成果を残している。また、委員会活動の活性化、委員会と執行部との連携及び委員会間の情報交換を行う場として、毎年、各種委員会委員長会議を開催しており、2022(令和4)年度は、7月12日にZoomでのオンラインで開催された。

ウ 関弁連定期弁護士大会・シンポジウム

毎年秋に開催される関弁連定期弁護士大会・シンポジウムは、関弁連最大の恒例行事であり、2022(令和4)年度は、10月14日、東京會館において開催した。

シンポジウムは、「再生可能エネルギー—国、地域、企業の取り組みと弁護士の役割—」をテーマとして、丸山康司名古屋大学大学院教授による基調講演「再生可能エネルギーの社会的受容性」に続き、シンポジウム委員会から地域での再生可能エネルギー導入事例やトラブルの実例、弁護士の役割などについて発表がなされた。

定期弁護士大会は、「地球環境と未来のための持続可能で地域に根ざした再生可能エネルギーの導入と発展のための宣言」が採択されるとともに、「改めて日本国憲法の恒久平和主義及び国是である非核三原則を堅持することを求める決議」が採択された。定期弁護士大会における宣言・決議案の審議については、2021(令和3)年度と同様に、事前に関弁連HPにて宣言・決議案の意見を伺う投票フォームを設置して会場に出席できない会員が意見を表明できる機会を設けるなどの配慮がなされた。定期弁護士大会における特別講演では、下斗米伸夫法政大学名誉教授に「ウクライナ戦争と平和の条件」と題して、ロシアによるウクライナ武力侵略の背景及び日本とロシアの関係などについて講演いただいた。

エ 災害への対応

関弁連は、災害対策にも力を入れており、2022(令和4)年度の第1回理事会にて、従前の体制を引き継いだ体制を組むことが承認され、災害対策事務局の事務局長には副理事長が就任し、事務局長を補佐する事務局次長2名を選任した。なお、災害復興支援基金会計については、年度初めに1000万円の予算を確保するとの方針の下、2022(令和4)年度も約1000万円の予算を確保している。

東日本大震災の災害支援については、2022(令和4)年度も、これまで実施してきた活動を引き継いで行うこととなり、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの委託に基づき、福島県における法律相談のための弁護士派遣を実施している。

また、2022(令和4)年度は、令和4年8月豪雨災害への対応として、山形県弁護士会、新潟県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、青森県弁護士会の各弁護士会及び

東北・中部弁護士会連合会にお見舞い状を送付し、災害復支援基金会計から山形県弁護士会、新潟県弁護士会、青森県弁護士会に義援金を送金した。

さらに、2020(令和2)年度に設置された支援統括本部(新型コロナウイルス感染症災害対策本部)について、2022(令和4)年度も従前通りの体制を組むことが第1回理事会で承認され、事務局は災害対策事務局を充てることとされた。

また、2022(令和4)年度は、災害対策委員会からの提案により、8月19日、緊急研修会「水害被害における法律相談の基礎知識」がオンラインにより開催された。

オ 地区別懇談会

関弁連は、日弁連執行部と関弁連管内単位弁護士会会員との連絡調整、意見交換を図るために毎年地区別懇談会を開催している。2022(令和4)年度については、第1回は、7月5日に長野県弁護士会が担当し、長野市の「THE SAIHOKUKAN HOTEL」においてZoom併用のハイブリッド方式で開催された。なお、第2回は、2023(令和5)年1月24日に、群馬弁護士会の担当により高崎市の「ホテルメトロポリタン高崎」において開催が予定されている。

カ 法曹連絡協議会・司法協議会

関弁連と東京高等裁判所管内の裁判所・検察庁との間で、管内司法全般につき、関弁連提出の議題を中心に、情報交換、検討協議するため、関弁連の主催により法曹連絡協議会が年1回開催されており、2022(令和4)年度は、12月6日に開催される予定である。

また、これと同趣旨で、東京高等裁判所の主催により司法協議会が開催されており、2022(令和4)年度は、第1回は5月25日、第2回は9月21日に開催された。なお、第3回は2023(令和5)年1月25日に開催される予定である。

キ ブロックサミット

ブロックサミットは、関弁連を含めた全国8ブロックの弁護士会連合会の代表者等が一堂に集まり、弁連の抱える問題につき意見交換する会議である。歴史的には、1999(平成11)年2月に福岡で第1回が開催され、その後開かれなかった時期もあったが、2006(平成18)年以降は年3回開催されている。

2022(令和4)年度については、第1回は6月17日に関弁連担当で、第2回は9月30日に北海道弁連担当で開催された。事前に各弁連から提出された協議事項について、あらかじめ回答・資料提出を受け、ブロックサミット会場で協議が進められた。第3回は、2023(令和5)年2月17日に関弁連の担当で会場開催の予定である。

ク ブロック大会、各種会合への参加

全国8つの弁護士会連合会は、それぞれ毎年定期大会(ブロック大会)を開催している。関弁連として、これらのブロック大会に参加することは、他の7つの弁連の実情を知り、関弁連の今後の施策を考えるうえで、重要かつ有意義であることから、例年、正副理事長は全てのブロック大会に参加している。2022(令和4)年度は、7月1日にWeb開催された東北弁連大会にWeb参加し、その他のブロック大会について各弁連の開催方式に従い参加している。

また、東京三会理事者会は、毎月1回開催されているが、この会には正副理事長、常務理事及び事務局長がオブザーバとして参加し、東京三会、日弁連、関弁連の連絡・協力・調整を図っている。

ケ 関弁連管内弁護士会訪問

正副理事長、常務理事及び地域司法充実推進委員会委員は、例年、毎年5月から7月にかけて、当年度の重点課題と施策を各弁護士会に説明し、また、各会の実情を認識して、各会からの要望を受けて関弁連の会務に反映させるために、各弁護士会を訪問し、意見交換を行っている。2022（令和4）年度は、5月26日の静岡県弁護士会訪問をはじめとし、6月30日の茨城県弁護士会まで、管内10弁護士会を訪問し、意見交換を行った。

コ 関東十国会への参加

例年、関東十国会（関弁連のうち東京三会を除く10の単位会）との情報交換・相互交流を深めるため、関東十国会が毎年開催する定時懇談会、夏期研修会等に関弁連執行部が招待され、出席している。2022（令和4）年度については、十国会定時懇談会が6月18日に静岡県弁護士会の担当によりZoom開催され、8月27日に新潟県弁護士会の担当により夏期研究会が開催された。2023年（令和5年）3月には十国会拡大理事会が神奈川県内で開催予定である。

サ 関東学生法律討論会

関弁連は、毎年2回ずつ行われている関東学生法律討論会を後援しており、毎回常務理事を審査員として派遣し、熱心な学生の討論を聞き、講評を行い、賞状と賞品の授与を行っている。2022（令和4）年度は、第1回が6月18日に立教大学で、第2回は10月8日に専修大学で開催された。

シ 各種の声明等

4月21日、「契約書面等の電子化に関する政省令整備についての意見書」、5月13日、「中華人民共和国政府に対し、新疆ウイグル自治区におけるウイグル人に対する人権侵害について、国際機関による調査を受け入れ、必要な被害者救済措置をとることを求める意見書」、7月7日、「緊急事態条項創設と衆議院議員任期延長にかかる憲法改正に反対する理事長声明」、7月15日、「安倍晋三元首相に対する銃撃事件に関する理事長声明」を発し、それぞれ執行した。

(5) 関弁連の課題

ア 理事長の輪番制の変更

理事長選出の慣行は、東京三会がそれぞれ4年に1度、横浜弁護士会（現在は「神奈川県弁護士会」）が8年に1度、8年に1度は他の9弁護士会から選出するというものであったが、2013（平成25）年度に、関弁連は、弁護士連合会ではなく弁護士会連合会であり、弁護士会の規模の大小にかかわらず、無理のない範囲で、理事長職を担うべき責務を負っていると考えるべきであるとし、理事会において、次のとおり決議し、管内弁護士会に通知した。

- ・ 関弁連の理事長について、現行の慣行を改め、2014（平成 26）年度からは、東京三会と関東十県会から毎年交互に選出する。
- ・ 東京三会から選出する年度については、東弁、一弁、二弁の順とする。
- ・ 関東十県会から選出する年度については、その選出に関するルールの方策を関東十県会の協議に委ねる。
- ・ 理事長については、各弁護士会の会長経験者から選出されることが望ましい。
- ・ 上記理事長選出の慣行の見直しについては、実施から 10 年経過時に実施状況等を考慮して見直す。

イ 東京三会と関東十県会の関係の強化

東京三会と関東十県会とは規模や地域特性が異なり、その置かれた状況や直面する課題が異なる。同じ支部問題と言っても、東京三会の場合は、立川支部という大規模支部の本庁化の問題であるが、小規模単体会の場合は、支部で裁判員裁判や労働審判が行われない、裁判官、検察官が足りないといった問題として現れる。規模で言えば、関弁連に所属する弁護士のうち、東京三会に所属する弁護士の占める割合は約 8 割であり、関東十県会に所属する弁護士は約 2 割に過ぎない。したがって、人数比で言えば東京三会が圧倒的な規模を有するが、東京三会に所属する弁護士の関弁連に対する関心は高いとは言えず、逆に、関東十県会は、過去に持ち回りで研修会を行うなど人的交流も活発で、関係が深かったという歴史的経緯があり、関東十県会所属の弁護士のほうが比較的関弁連に対する関心が高いと思われる。しかし、数において約 8 割の弁護士が所属する東京三会の弁護士の関弁連に対する関心や参加意識が薄いとすれば問題である。日弁連の充実強化を図るためには、最大の弁連である関弁連の充実強化を図る必要があり、東京三会からさらなる人員を関弁連に参加できるような方策を講じ、東京三会と関東十県会の人的な交流による意思疎通の機会を深め、相互の協力体制を強化する方策を具体的に考えるべきである。

その一環として、2014（平成 26）年度より、東京三会の会長の関弁連常務理事への就任が制度化された。すなわち、関弁連常務理事は、東京三会を除く 10 弁護士会の会長が就任するのに対し、東京三会の会長は、日弁連副会長を兼務し多忙であることから、慣行として常務理事には就任せずに理事を務めるに止まっていた。この点について、理事長選出の慣行の見直しと同時に、東京三会の会長にも常務理事に就任し、東京三会との関係を強化することが望ましいとし、理事の人数を 40 名から 43 名として、増加した 3 名分は東京三会に 1 名ずつ割り当てること、常務理事の人数を 20 名から 23 名にするとの関弁連規約の改正を行い、また増員された常務理事 3 名については東京三会に 1 名ずつ割り当てることと、当該年度の会長を当てることを慣行とすることになった。これによって 2014（平成 26）年度から東京三会を含めた管内全弁護士会の 13 名の会長、5 名の日弁連副会長（このうち 3 名が東京三会の会長）が常務理事に就任し、管内弁護士会間の連携、東京三会と関東十県会の意思疎通が効果的になされ、また日弁連の政策について管内弁護士会への速やかな情報提供が実現している。なお、前記のとおり、2019（平成 31）年度に、理事の人数を 43 名乃至 45 名、常務理事の人数を 23 名乃至 25 名にする

との関弁連規約の改正を行っている。

ウ 制度改革の成果

2014（平成 26）年に 60 周年を迎えて、関弁連の制度改革が実現し、その後は、常務理事会等に、東京三会会長が、極めて多忙な中、常務理事として参加することが多くなり、東京三会と関東十国会との意思疎通が、さらに向上した。2015（平成 27）年度は、関弁連理事長と管内の全 13 弁護士会会長が、初めて連名で声明を出し（「安全保障関連法案に反対し、衆議院本会議における強行採決に抗議する声明」）、関弁連正副理事長と 13 弁護士会会長等が出席して司法記者クラブで記者会見を行うことができたのも、制度改革の成果であろう。

エ 関弁連と日弁連との連携の強化

2010（平成 22）年度に、関弁連理事長が日弁連理事として、同理事会において関弁連の意見を直接述べるができるようにする制度が実現し、これまで以上に日弁連と関弁連の連携強化が図られたが、今次の司法制度改革により各弁連が担うべき課題は増大しており、日弁連がそれら諸課題に適切に対応するために日弁連と関弁連の関係を一層充実したものにする必要がある。この点に関し、2008（平成 20）年 3 月 14 日に「弁護士会連合会のあり方等検討ワーキンググループ（柳瀬康治座長）」より、弁護士会連合会の位置づけを明確にし、その機能・役割を強化すべきであることを内容とする意見書が提出されており、前年度の関東十県の弁護士会会長及び前年度の関弁連副理事長等が委員として含まれる総務委員会を中心に随時検討がなされている。

オ 各種委員会の活性化と広報活動の充実強化

関弁連では先進性や地域性を特色とする 23 の委員会・協議会・プロジェクトチームが活発に活動しており、管内の各弁護士会のベテランの弁護士と多くの若い世代の弁護士による、弁護士会の枠を超えた参加、活動、交流が、関弁連を支えている。東弁は、今後、これらの活動をさらに積極化していくため、東弁から更に多くの委員を関弁連の委員会に送り、若手会員の活躍の場を拡大するとともに、東京三会と関東十国会の人的交流や意思疎通の場をさらに拡大することも検討課題として考えられる。

カ 男女共同参画のさらなる推進

日弁連において、2018（平成 30）年 1 月に策定した「第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」に基づき、2018（平成 30）年度から女性副会長クォータ制、2021（令和 3）年度から女性理事クォータ制が導入される状況のなか、関弁連においても、男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会が設置され、関弁連における施策・方針決定過程への女性会員の参画を拡大するための施策（女性常務理事クォータ制）の導入を検討している。なお、関弁連の常務理事に占める女性会員の割合は、過去 14 年間に於いて 10%に達した年は 2014（平成 26）年度、2015（平成 27）年度、2016（平成 28）年度、2018（平成 30）年度及び 2021（令和 3）年度のみであり、2021（令和 3）年度は理事長を含めて 26 名中 6 名（23%）となったが、2020（令和 2）年度は女性常務理事 1 名にとどまった（4.35%）。

2021（令和 3）年度の定期弁護士大会において「関東弁護士会連合会において男女共

同参画を推進する決議」を採択し、関弁連における意思決定過程に女性会員の意思を反映させていくための女性会員の参画拡大の施策（女性常務理事クォータ制）をどのように導入し、いかに実行していくか（選出会を関東十県会とするか、東京三会を含めるかなどの選出方法等）、引き続き検討していくことが必要であると考えられる。

キ 財政の強化

2019（令和元）年度予算では、委員会費を一律10%以上削減するなどして、8年続いた赤字予算を解消し、2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、様々な会議がZoom等でのオンライン開催となり、委員会予算のうち相当部分を占める旅費の支出額が減少するなど予算執行率が低下し、黒字決算となった。

再度の赤字決算を発生させずに財政の健全化を維持し、強化していくため、収入規模に見合った予算編成が求められ、執行部には厳格な予算執行が求められるが、他方で、委員会は関弁連活動の要であり、予算によりその活動が制限されないよう配慮することも必要である。

なお、2022（令和4）年度においても、上記方針の下、各委員会に対し、オンライン、Web併用のハイブリット方式での開催の普及により可能な範囲での旅費の削減をお願いするなど行って、黒字を確保した予算を編成している。

以 上